

# 校内及び学校周辺における規則

大森高校定時制 生活指導部

以下の規則に反するものは、授業外での指導の対象となる。

- ① 暴力行為やいじめ、盗難、及び精神的に他人を傷つける行為は絶対に許されない。遵守できない場合は重大な事由として扱い、厳しく指導する。
- ② 学校管理下（校外での活動時を含む）における飲酒および飲酒状態については、成人者についても厳禁とする。
- ③ 喫煙は校内及び学校周辺はもちろんのこと、校外の活動においても厳禁とする。喫煙をしていなくても、喫煙者と一緒にいた場合は同様の指導の対象となる。
- ④ 携帯電話・スマートフォン・ゲーム機器を授業中に許可なく使用してはならない。
- ⑤ オートバイ通学は禁止とする。
- ⑥ 故意に校内の物品を破損させたり、汚したりした者は、指導し当事者の弁済とする。
- ⑦ 授業中において、自他のクラスの授業の妨害をする行為など授業の進行を妨げる行為をしてはならない。
- ⑧ 自転車通学の際は、必ずヘルメットを着用する。